

ふじみ野市普通財産に係る駐車場貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する普通財産を駐車場として貸し付けることについて、ふじみ野市財産規則（平成17年ふじみ野市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(財産の名称及び所在地)

第2条 この要綱が適用される財産（以下「駐車場」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 上福岡6丁目駐車場

(2) 所在地 ふじみ野市上福岡六丁目1189番9

(対象車両)

第3条 駐車場を利用できる車両は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（積載量2トン以上、長さ5メートル以上又は幅1.9メートル以上のものを除く。）、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸付期間)

第4条 駐車場の貸付期間は、1年以内で1月を単位とし、貸付期間の開始日が年度の途中である場合は、当該年度の3月31日までの期間とする。ただし、更新することを妨げない。

(利用申請)

第5条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、駐車場利用申請書（様式第1号。第6条第4項において「利用申請書」という。）に駐車する車両の自動車検査証の写しを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、利用者が事業等の用に供するために駐車場を利用しようとする場合は、自動車検査証の写しの添付を省略することができる。

(利用申請者の資格)

第5条の2 次に掲げる者は、利用申請をすることができない。

(1) ふじみ野市の市税に滞納がある者

(2) 駐車場料金に滞納がある者

(利用決定等)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは、駐車を認める区画（以下「駐車区画」という。）を指定した駐車場利用許可通知書兼利用承認証（様式第2号。以下「利用承認証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により利用の決定をしたときは、当該決定を受けた利用者と駐車場賃貸借契約（第14条において「契約」という。）を締結するものとする。

3 利用者は、駐車区画を利用する際には、車外から確認できる場所に利用承認

証を掲示しなければならない。

- 4 利用者は、利用申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用終了)

第7条 利用者は、貸付期間が終了したとき、又は次項の規定により利用を終了しようとするときは、利用承認証を返還しなければならない。

- 2 利用者は、貸付期間の満了日前に駐車場の利用を終了しようとするときは、利用終了日の属する月までの貸付料を納付の上、事前に駐車場利用終了届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(貸付料)

第8条 駐車場の貸付料は、1区画当たり月額9,000円とする。

- 2 月の途中から利用を開始する場合の貸付料は、1日当たり300円とし、これを利用日数で乗じて得た額を当該月の貸付料とする。
- 3 市長は、貸付料について、経済情勢の変動等により適性を欠くと認められるときは、貸付期間中であってもこれを改定することができる。
- 4 市長は、前項の規定により貸付料を改定する場合は、駐車場の利用者に対して、改定する日の2月前までにその旨を通知するものとする。

(貸付料の納付)

第9条 利用者は、市長が発行する納入通知書により駐車場を利用する日の属する月の前月末日までに納付しなければならない。ただし、月の途中から貸付けを開始する場合は、別に期限を指定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定により駐車場の管理業務を委託した場合は、利用者は、当該委託を受けた者が指定する方法により貸付料を納付するものとする。

(貸付料の還付)

第10条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、市長が第14条第1項第1号の規定により契約を解除したとき、又はその利用を休止したときは、その全部又は一部を還付できるものとする。

- 2 利用者は、前項ただし書の規定により貸付料の還付を受けようとするときは、駐車場貸付料還付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定により一部を還付する貸付料は、1日当たり300円とし、これに利用しなかった日数を乗じて得た額とする。

(貸付期間の更新)

第11条 利用者は、貸付期間の更新を希望するときは、契約期間が満了する日の15日前までに、第5条の規定の例により申請を行うものとする。

(事故の賠償)

第12条 駐車場における盗難、毀損又は車両相互の接触若しくは衝突によって

損害が生じても、市長は賠償の責めを負わない。

2 天災、地変その他直接市の責めに帰することができない事故によって損害が生じても、市長は賠償の責めを負わない。

3 駐車場において、市が管理する構造物等に損害を与えたときは、利用者は、賠償の責めを負わなければならない。

(転貸等の禁止)

第13条 利用者は、第6条第1項の規定により利用の承認を受けた駐車区画を他人に転貸し、担保の目的に供し、又は利用に係る権利を譲渡してはならない。

(契約の解除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し、又は駐車場の全部若しくは一部の利用を休止することができるものとする。

(1) 駐車場用地を公用又は公共の用に供する必要があると市長が認めるとき。

(2) 貸付料の支払を怠ったとき。

(3) 前条、次条第1項及び第2項並びに第16条各号の規定に違反し、又は禁止する行為をしたとき。

(4) 契約に定められた車両以外の車両を駐車したとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除するときは、事前に利用者に通知するものとする。

(維持管理等)

第15条 利用者は、駐車場を利用する場合は、利用承認を受けた駐車区画を善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。

2 利用者は、駐車場の形状に変更を加えてはならない。

3 市長は、駐車場の補修その他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用の制限、駐車区画の変更等を行うことができる。

(禁止行為)

第16条 利用者は、駐車場内において次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他の車両の通行を妨げること。

(2) 施設その他の工作物及び駐車中の車両等を汚染し、又は破損する恐れのある行為をすること。

(3) ごみその他の汚物を捨てること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障をきたすおそれのある行為をすること。

(管理)

第17条 市長は、駐車場利用台帳を作成し、利用者、利用車両、貸付期間等を常に管理するものとする。

(管理業務の委託)

第18条 市長は、駐車場の管理業務を効果的に実施するため必要と認めるとき

は、駐車場の管理業務を委託することができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、駐車場の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にふじみ野市土地開発公社が行っている駐車場に係る契約その他の行為は、この告示に基づく契約その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示の改正前の告示の規定によってした駐車場に係る契約その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされた契約その他の行為とみなす。